

宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営む申立会社が搬入物の放射線量を測定するために設置した測定器（設置型放射線測定器等）購入費用等について、原発事故後、申立会社は増収増益であり、上記費用は申立会社に廃棄物処理を依頼した取引先に転嫁されているため損害がない、仮に損害があるとしても損益相殺の対象となるという東京電力の主張につき、追加的費用であることを理由に排斥し、賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| （1）営業損害（測定器購入費用等） | 金13,996,500円 |
| （平成23年3月11日～平成25年2月28日） | |
| （2）検査費用 | 金2,366,700円 |
| （3）本件和解仲介に関する弁護士費用 | 金490,896円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計16,854,096円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月2日

（仲介委員 関本隆史）